

入会は山村再生の鍵になりうるか

寺尾 仁 (新潟大学准教授)

はじめに

これから「入会は山村再生の鍵になりうるか」という表題で報告をします。今日の報告の構成を始めに簡単に示すと、まず入会の定義、そして日本の山村で入会が果たしてきた役割を述べ、次いで私たち研究者が行なってきた入会研究が山村に対して果たしてきた役割を振り返った後で、今日の日本の山村において入会が果たすことのできる可能性について、新潟県内の事例を踏まえながら私の意見を披露します。

今日の報告にあたり、このような表題と構成にすることを考えついた理由を簡単に説明します。それは、入会という制度、そしてその制度が意味する考え方が、今日の山村の不動産あるいは地域社会を規律するものになり得るのか、その可能性があるとするばどのような条件においてかという観点から検討してみたかったからです。大学における私の所属部署が工学部であることからおわかりいただけるように、私の専攻は入会でも林業でもありません。都市計画や地域づくりの法律や制度を専門にしており、山村や入会を分析する時もそのような観点から見ているからです。一昨年の研究大会で、福島大学の塩谷弘康さんが「法社会学から入会の可能性を考える」と題して報告をしています。この報告は、農山村だけでなく都市をも対象として近年大きく発展しているコモンズ研究の成果を踏まえて、入会あるいはより広くコモンズが山村に限らず日本の地域社会に及ぼすことのできる可能性を論じています。会報第4号に掲載されていて¹、私も読んでとても勉強になりましたし、感心するところが多い報告でした。ただし、内容はかなり理論的なもので、耳で聴いている当日の参加者の方々にその意図が十分に伝わらなかったきらいがあり、討論の中で山田卓生先生から「具体的に何を考えておられるのかわからなかった」²と指摘されてしまいました。そこで、私は塩谷さんの問題意識を生かしつつ、入会が現実には山村に与えている意味を実践的な観点から探ったり、その事例を示すお話をしたいと思ったからです。

1. 入会の定義と役割

さて、前置きはこのくらいにして本題に入りましょう。本題と言っても、まず初めに入会とは何か、それが日本の山村ではどのような役割を果たしてきたのか、今日、ここに集まっ

¹ 塩谷弘康「法社会学から入会の可能性を考える」『東日本入会・山村研究会報』第4号, 2012, pp. 12-18

² 「パネル・ディスカッション」『東日本入会・山村研究会報』第4号, 2012, p. 28

ている方々には当たり前のことと思いますが、念のために確認をしておきます。

1) 入会の定義

入会とは、入会権研究の第一人者、中尾英俊先生の定義によれば「人々が入り合って（共同で）利用する関係をいい、そのために共同で管理する土地が入会地である」¹とされます。

入会権の主体は誰かという、ムラビトです。ここで注意すべきことは2点あります。まず、あえて「村」という漢字ではなくカタカナで示したのは、入会で言うムラとは現在の地方自治体としての村ではなく、江戸時代後期から明治初期のムラ、今日ではだいたい大字に当たる集落のことを指すのは皆さんよくご存知のことと思います。次に注意すべきことは、入会の主体は集落、先ほどの説明で言えば大字という集団ではなく、集落の構成員全体という意味です。そして集落の構成員というのは、集落に住む個人ではなく世帯であることも皆さんご承知のとおりです。入会地の使用収益は、入会集団の構成員である世帯の人たちが雑草などを採取することができます。同じく、集落の利益のために用いることもでき、立木を伐採して氏神社の建築用材としたり、新潟県内で私が知っている集落でも伐採した立木を売却してその代金を小学校のオルガン購入に充てたところもあります。

入会という共同所有の性質は総有と定義されています。総有というのは、財産が権利者全員——「実在的総合人」という術語を聞いたことのある方も多いと思います——に属し、その処分については権利者全員の合意が必要とされます。個々の権利者、世帯主が財産の分割請求をすることはできません。もっともこのことは、入会に持分がないということではありません。中尾先生によれば、秣草を採取する量が「分相応」に定まっていることや入会地の割地利用において各権利者の支配領域が定まっていることなど、入会に持分があることを示す事実は多くあるとされます。また、持分は必ずしも平等でない可能性があるとされており、これも私が新潟県内で見聞した例では、後に事例紹介で取り上げる高根集落のように分家で新たに入会集団に加わった世帯は持分を毎年1/30ずつ取得し、30年経つとようやく正集団員として認めている集落があります。

入会の対象となる客体は、実に多様です。もっとも良く知られている山林原野に加えて、神社地、漁場、温泉、ため池、墓地などの中には入会の対象となって管理されてきている物もあります。

2) 入会の役割

日本の山村において、入会はたいへん重要な役割を果たしていました。これは日本の山村の土地利用の特徴と密接に関連があると思います。日本の山村をヨーロッパの山地と比べると、その土地利用の複雑さは目を見張るものがあります。私たちにとっては常識ですが、日本の山村は山林に加えて、田畑、宅地、水路、道路があつて初めて成立します。専門の林家が少なく、山村でも農業、それも大量の用水を必要とする稲作を営んでいるのが日本の山村の特徴です。

¹ 中尾英俊『入会権』勁草書房、2009、p.2

入会が成立したと言われる江戸後期から明治初期にかけて、このような山村の生活を成立させるためには、多くの資源を山で手に入れる必要がありました。田畑へ入れる肥料、農業に欠かせない家畜のための飼料、食事の食材、生活のための燃料、家だけでなく神社や寺といった集落の建物の建材など、多くの物を山から得なければなりません。さらにその山を水源とする河川の水が集落の生産にも暮らしにも命綱でした。このような状況で集落全員が生きてゆくには、一方では集落の全員が山の資源の享受できるようにしなければならず、他方では山の資源を適切に管理する必要に迫られたことは疑いを入れないことです。これが日本の山村において入会が重要な役割を果たしていた根拠です。

これに対して、ヨーロッパの山地を見ると、土地利用は高度ごとに比較的単純に分かれています。したがって、それを支える現在のヨーロッパ連合の条件不利地域の農林業補償策は、おおむね高度とそこで栽培されている作物を基準として補償金の支払いを決めており、日本のように集落を単位としてそれを維持するという意図は見られません。

日本の山村で入会の役割の重要性が下がってくるのは、薪炭を燃料に使わなくなっただけでなく、肥料も飼料も建材も食材も山から手に入れる必要がみるみる減ってゆき、灌漑も農業用水の整備が進んできたためです。1960年代半ばになると、高度経済成長が国土全体に徐々に浸透して、集落の暮らしが必ずしも入会地に支えられる必要が無くなってきます。このような時期になると、山に期待する役割は林業に特化せざるを得なくなります。1966（昭和41）年に入会近代化法が制定された背景はこのように理解できます。そこで林業振興を図りつつ、集落を残すために生産森林組合という受け皿の選択肢が用意されたのでしょう。

2. 入会研究

それでは、この入会を私たちの先輩研究者はどのように扱ってきたのでしょうか。この点については、塩谷さんは大きく二つの研究動向に分けています。

第1は、「入会慣習がどういうものであったかということ（中略）…分析する」ことで、おそらく具体的な業績は川島武宜グループの『入会権の解体』¹を念頭に置いているのではないと思われる研究の方向です。東日本入会林野研究会の報告の中では、山田卓生先生が1983年の第4回研究大会で行なった報告²がこの動向の代表だと思えます。

第2は、より実践的に「生ける法…（中略）…この社会の中に存在した法というものを発見してゆくこと（中略）…そうした関係を民主化あるいは近代化してゆくという実践的な意味も持って」いる研究の方向です。

この第2の動向を、塩谷さんはさらに3つの分野に分けます。その1は、村落の社会構造…（中略）…村というだけでなく家というものを含んだ形で…（中略）…生ける法がどういう形で存在しているのかを調査によって明らかにしてゆく」研究です。東日本入会林野研究

¹ 川島武宜・渡辺洋三・潮見俊隆『入会権の解体Ⅰ～Ⅲ』岩波書店、1959～1968

² 山田卓生「入会権の変貌」『東日本入会林野研究会会報』第4号、1984、2～12頁

会の報告の中では、菅野俊作先生が1997年の第18回研究大会で行なった報告²がこの動向の代表だと思えます。その2は「個々の入会慣習の中から抽出する形で、入会権の一般的な性格を明らかにしてゆく」研究とします。「公有地、国有地上の入会権は存在するか」という研究もここに含めます。この動向の代表例は、青森県西津軽郡木造町内屏風山の国有林上に入会権を認める判決³を導いた研究⁴でしょう。東日本入会林野研究会の報告の中では、中村忠先生が1985年の第6回研究大会で行なった報告⁵がこれに当たり、地元弘前大学の松原邦明先生は1997年の第18回研究大会で行なった報告⁶の中でこの判決を紹介しています。第3は国家権力との対抗関係において、私権としての入会権を確立した研究⁷です。東日本入会林野研究会の報告の中では、菅野俊作先生が1987年の第8回研究大会で行なった報告⁷がその代表例でしょう

塩谷さんは触れていませんが、この他に入会近代化法の運用、近代化事業によって設立された生産森林組合の経営に関する研究も忘れることはできません。

3. 入会の将来性

それでは21世紀の日本で入会をどう生かすことができるのか、あるいは入会を通じて山村の将来を描くことができるのかという課題に進みたいと思います。

1) 入会という考え方

冒頭に述べたように、一昨年この研究会の大会で、福島大学の塩谷さんはこの課題をふたつに分けています。第1に入会を含むより広い概念としてコモンズを提唱しています。この点については立命館大学の高村学人さんが精力的に研究を進めており、塩谷さんもその研究を引用しています。高村さんは、コモンズを次のように定義しています。「利益享受者の全てがルールを守った節度ある利用と必要な維持管理を行うならば持続的に資源から各人が大きな利益を得ることができるが、少数の利用者が近視眼的な自己利益追求を行うならば容易に破壊される性質を有する財」⁸です。このような定義によって、コモンズが成立する場を山野海川のみならず、都市の小公園、集合住宅とその共用施設、まちなみ景観などに拡大することを狙っている⁹。そして高村さんは、このコモンズの研究には所有の議論が欠かせないとしたうえで、コモンズを分析するために、権利関係の法、組織内の法、政策的法の3つの概念を提唱しています。一昨年の塩谷さんの報告では、おそらくここから先がわかりにくい

¹ 塩谷注1)、p.15

² 菅野俊作「入会林野と村落」『東日本入会林野研究会会報』第18号、1998、9頁以下

³ 最高裁判所昭和48年3月13日判決

⁴ 川島ほか4)、第2巻；小林三衛『国有地入会権の研究』東京大学出版会、1968

⁵ 中村忠「入会林野整備に関する法律上の諸問題」『東日本入会林野研究会会報』第6号、1986、20頁以下

⁶ 松原邦明「国有林地元施設の現況と問題点」『東日本入会林野研究会会報』第18号、1998、28頁以下

⁷ 菅野俊作「資本と入会」『東日本入会林野研究会会報』第8号、1988、2頁以下

⁸ 高村学人『コモンズからの都市再生』ミネルヴァ書房2012、3頁

⁹ 同前書、22頁

と指摘されたのではないかと思います。この3種の法概念を、本日の主題である入会にあてはめると、権利関係は総有、組織内の法は入会集団の意思決定手続き、政策的法は分収林やむらおしに入会地を利用することとなるでしょう。

塩谷さんは、入会の可能性の第2の課題として、次のような問いかけをしています。「地域の集団が、地域資源・林野等を管理する必然性なり有意性なり、妥当性があるのか……公有化、国有化、個別私権化に比べて優れている点があるのか」。そしてこの問いに答えるためにふたつの仮説を提起しています。「一つには、…入会林野に対する地域住民の日常的かつ継続的な関わりが期待されているのではないか、そこに住むあるいは森林を使っているものが一番その林野について知っている、いわゆる『在地の地』と言われるもの」があるのではないか。「もう一つには、単に地域資源の持続的な管理ということだけではなく、入会林野が持っている様々な機能がある…。それはコミュニティの維持であるとか、あるいは弱者の生活保障であるとか」¹。

2) 入会が生きている事例

それでは、塩谷さんの問いかけに答えて、コモンズが適切に管理され、山村の維持あるいは活性化に入会が貢献している事例を新潟県内から探して紹介しましょう。

①村上市（旧朝日村）高根

A. 概況

まず初めは、2008年の東日本入会林野研究会の最後の研究大会で報告をしていただいた県北、村上市と言っても平成の市町村大合併で合併された旧朝日村の高根集落を検討します。この集落は、総面積9,850ha、うち森林面積は8,350haと、森に囲まれているというよりは森の中に人の住む場所があるというような集落です。民有林6,150haのうち、「個人有林は350haにすぎず、残りの5,800haはすべて、なんらかの形で共有されている山」であり、「圧倒的に広大な共有の山を持っていることは高根の大きな特徴」²と言えます。

B. 主体

この広義の共有林には、所有者・管理者が3者います。高根山業会・植林会・高根生産森林組合です。初めの山業会は入会集団とされており、現在の構成員は100名強です。山業会が所有している山林、約1,200haは集落に比較的近い場所にあります。次の植林会は、1909（明治42）年に設立された法人格を有しない権利能力なき社団とされ、106の株を「だんなさま」と呼ばれる比較的裕福な人々が持っています。ただし、全106の株の約半数を集落外の1人の人が持っている。植林会は約600haの山林を所有しています。最後の生産森林組合は1955（昭和30）年、昭和の市町村大合併によって旧高根村が近隣4村とともに朝日村を発足させるのにあたって設立されました。旧高根村の村有林を朝日村村有林とせずに高根集落の物とすることが設立の動機だったようです。組合員は1世帯1組合員で、現在の組合員数

¹ 塩谷1)、p.17

² 『第5回日本山村会議 in 朝日村奥三面・高根—ブナの森に生かされて』2005、p.33

は172名。女性の組合員も分家の組合員もいます。ただし、組合に新規に加入する者は利益の配分に格差があり、加入初年度は正組合員の配分額の1/30の額が配当され、義務出役を続けてゆくと毎年1/30ずつ配分額が増えて、30年の期間を経て正組合員の配分額を受取る資格を得ます。生産森林組合の所有している森林面積は4,000haですが、集落林のうち山業会が取得した後の残りなので、集落からかなり遠い場所に位置しています。

高根では、集落の中に山林の共同所有組織が現在は3団体あり、集落の森林を明治以降、70年ほどの期間をかけて徐々に近代的所有に転換させてきました。今日の報告の主題はこの軌跡を追うことではないのでこの点には踏み込みません。

C. 利用

現在、この広義の共同的所有の対象となっている山林の用途は、水源涵養保安林、林業地、キノコなど特用林産物生産用地、その他となっています。

山業会は、自力ならびに県・朝日村・個人との分収林による造林事業を行なっています。さらに興味深いのは、所有している土地が宅地から近いという利点を生かして、様々な個人・団体に対して所有地を有償・無償で貸し付けていることです。有償貸付の分は、水田・畑・稲干場といった農村の伝統的な用途の土地に加えて、チップ工場、ワラビ園、クリ林、ヤマブドウ畑、ゼンマイ園などの用途の土地も見られます。無償貸付の分は、集落の住民が結成している高根フロンティアクラブの他、集落外の人たちの組織である、共存の森ネットワーク、TOTOなどが貸付先です。

高根フロンティアクラブ¹は、1996（平成8）年に、集落内の中堅層——高根では消防団員を終え、集落の主な役職に就く前の年齢層の人たちを中堅層としています——が地域づくりをしようという目的で結成した、権利能力なき社団です。この団体は、初めての事業として、集落よりもだいぶ高度の高い場所にある山業会の旧牧草地を無償で借り受けてヒマワリ畑を造成しました。当初は事業が収益を生むようになったら土地の賃料を支払う約束だったのですが、ヒマワリ畑は今でも続いており、集落の景観を賑やかにし、夏祭りの会場になったり、最近では結婚式に使われたりしているようですが、収益を生み出してはおらずしたがって、フロンティアクラブは今でも山業会に賃料は支払っていません。高根フロンティアクラブの活動場所は入会地に留まらず、廃校になった小学校・中学校の校舎を借りて地産地消の料理を出すレストラン「IRORI」を運営したり、特区制度を利用してどぶろくを醸造したり、また入会地に戻ってヒマワリ畑でウェディングを実施したりと多様な活動を繰り広げています。

共存の森ネットワーク²は、2002（平成14）年に林野庁と文部科学省が始めた高校生が山仕事の達人にその知恵や技の話を聴く「森の聞き書き甲子園」という活動を基礎に、翌2003（平成15年）に結成された団体で、「森の聞き書き甲子園」やその卒業生が名人といっしょに森づ

¹ <http://www.takane-net.jp/frontier.html>

² <http://www.kyouzon.org/>

くりを行なう「共存の森」という活動を実施しています。共存の森ネットワークでは、2007（平成19）年以來、高根を「共存の森・北陸」として活動の場にしてしています¹。

TOTOは、皆さんご存知の衛生陶器メーカーですが、社会貢献活動のひとつとして、従業員とその家族がどんぐりの実を拾い育て、森に植える「どんぐりの森」という活動²を展開しており、やはり高根がその対象地のひとつになっています。

このように山業会は入会地を、収益性のある利用法無い利用法、集落の住民の活動集落外の人の活動と、多様な用途・借主に貸しています。

生産森林組合の所有地は、面積の約8割が水源涵養保安林の指定を受けています。したがって、所有地の面積は山業会の所有地の3.3倍ほどあるにもかかわらず、固定資産税額は山業会の1/3強しか支払っていません。それでも林業経営は堅実に展開していて、少し古い数字ですが、2008（平成20）年度には杉間伐材を立木および木材として販売して、売上高290万円、利益140万円を上げています。

②大地の芸術祭—越後妻有アートトリエンナーレ

A. 概況

入会地が生かされているふたつめの事例は、大地の芸術祭という、県中南部の十日町市を中心とした地域で3年ごとに開催されている現代美術の芸術祭です。この催物の起源は、1994（平成6）年に新潟県が定めた「ニューにいがた里創プラン」にあります。新潟県のこの事業は、主に県境域を対象に市町村合併を視野に入れた市町村の広域連携組織が主体になって、地域開発を施設整備のハード事業とそれを使ったソフト事業を組み合わせることで実施することへ県が補助金を交付するというものです。新潟県が県内6地域を指定したうちのひとつ、県中南部の十日町市ほか4町1村の地域は、1996（平成8）年に「越後妻有アートネックレス整備構想」を定め、文化による地域振興の方針を打ち出しました。その構想の4本の柱のひとつが「大地の芸術祭」という現代美術の芸術祭です。「アートネックレス整備構想」の他の柱は、越後妻有8万人のステキ発見、ステージ整備事業、花の道整備です。このうち、ステージ整備事業はこの地域の6市町村に文化活動の拠点となる施設を建設するもので、これが大地の芸術祭に拠点会場になりました。また花の道整備事業は、大地の芸術祭で各所に展示された作品を、地域外の人たちがやって来て見て回るのに必要な道路を整備しました。

大地の芸術祭では、現代美術の作品を文化施設内のみならず、民家や街なか、さらには田んぼや畑、森の中に設置し、またそれらに作品を使ったワークショップや舞踊、演劇も行なわれます。3年に1度ずつ開催するトリエンナーレという形式で、2000（平成12）年を第1回までに現在までに5回開催されています。収入は、入場料、県・市町村の負担金、国の補助金、民間の助成金・寄付金です。³

¹ <http://www.kyouzon.org/case/area/hokuriku/>

² <http://www.toto.co.jp/company/environment/social/donguri/index.htm>

³ 「ニューにいがた里創プラン」が10年間という期限付きの事業だったために、県は第1回から3回まで負担金を支払ってききましたが、第4回以降は支払っていません。

B. 主体

この大地の芸術祭を、入会山村研究会の視点から見て興味深いのは、その参加集落数です。2000年の第1回の28集落から、38集落、67集落、92集落と増加の一途をたどり、第5回では102集落と当初の3.6倍に増えています。この間、作品数は、第1回の146作品から224作品、329作品、365作品、そして第5回は367作品、第1回の2.5倍と推移しているので、回を重ねるごとに一集落に設置される作品の数を減らしながら多くの集落に設置されるようにしていることがわかります。

今日、ここにお集まりの皆さんの中には、山村に現代美術の作品を設置するなどということ、集落が喜ぶのか、あるいはそのようなことがそもそも可能なのかと問いかける方もおられると思います。まったく的確な疑問です。十日町市を始めとする6市町村が1996年に「アートネックレス整備構想」を定めた際も、県が主導して、市町村は戸惑うか、あるいは道路など従来型の公共事業を求める声が強かったようです。さらにこの市町村を構成する集落からは現代美術の作品はどのような物か、それがムラに展示されるとどのような効果があるのかまったくわからなかったようです。集落のそのような姿勢を打ち破ったのは、もちろん参加する美術作家の方々の魅力ですが、それに加えて東京圏の美術系の大学の学生や若いサラリーマン・OLたちのボランティア集団、「こへび隊」の活躍を見落としてはいけません。第1回の開催にあたって登録したこへびの人数は、880人、延べ参加人数は9,440人でした。彼らは、大地の芸術祭ディレクターの北川フラム氏の指揮の下、第1回の開催前から合宿をして、圏域内の全戸を訪問して大地の芸術祭の意義を説明したり、農作業を手伝ったりしました。東京では、北川フラム氏が緑豊かな山間地を会場として現代美術の展覧会を開催するというニュースで美術界ではたいへん話題になっていたのにもかかわらず、現地に来てみると存在すら知られていないことを知り、大きな衝撃を受け、さらには絶望感に苛まれたことは、彼らの手記やインタビューから率直に伝わってきます。しかし、開催前に合宿と全戸訪問を重ねる若いボランティアに惚れこんで作品展示を受入れ、さらには作家の手伝いをして作品制作に集落の人が加わるようになる集落が出てきます。さらに主催者の大地の芸術祭実行委員会も「会期前から当地域を訪れ、地域住民と積極的な交流を行った。会期中は、平均毎日70人が主体的に事業運営に携わり、来訪客とは全く別の意味で、主催者側でこへび隊という800人以上の地域ファンが生まれたことは大きな財産」¹と評価しています。

C. 利用

入会林と思われる森に設置された作品は今までに4作品あります。2000年の第1回には、十日町市の生産森林組合所有林と中里村（当時）の生産森林組合所有林、2009年の第4回に十日町市の生産森林組合所有林と旧松代町の地縁団体所有林に1作品ずつ設置されています。このうち、2009年に、新潟市旧巻町に住む、ドイツ人美術家アンチエ・グメルス氏が作

¹ 越後妻有大地の芸術祭実行委員会『越後妻有アートトリエンナーレ2000 大地の芸術祭・総括報告書』2000、p.1以下

品を設置した旧松代町会沢集落では区長を筆頭に集落の多くの人が作品制作に加わっています。

3) 入会が生きる条件

さて、入会地を生かして集落の暮らしを豊かにしているこの2つの事例から何を学ぶことができるのでしょうか。私は、これらの活動の内容と主体の2つの面から学ぶことがあると考えています。

A. 活動内容

まず、活動内容では、入会地を場として展開される活動が、生産とも狭義の意味での生活にも当てはまらない余暇や文化に当たることです。森林の余暇機能と言うと、都会から来る観光客を受け入れることと考えられがちですが、高根集落では集落の人たちが遊ぶ場所としてのひまわり畑に入会地を利用するのが出発点でした。それに続いて、活動主体の高根フロンティアクラブは、次は入会地ではなく廃校になった小中学校を使用する権利を得て、地産地消のレストランや特区によるどぶろく生産の醸造所というむらおこしに利用しています。大地の芸術祭で作品の制作・設置は、文化機能としか言いようがないものです。ただし、当初は集落外の作家やプロデューサーなどがその場の価値を見出した集落も少なからずあったようですが、大地の芸術祭が定着するにつれて作品の制作・設置作業が集落の結束を再構成・再確認する広義の意味での文化機能を果たすようになり、さらに地元集落・町内やもう少し広域に経済効果をもたらすようになります。

今日、山村においても、生産や狭義の生活は、世帯や個人に分化しています。職業は、勤め人にしても経営者にしても個人個人で異なりますし、買い物もショッピング・センターでします。学校こそ集落の子供は同じ学校に通いますが、それも多くの場合学校は集落の外にあります。このような中で、集落がいちばん力を発揮できるのが余暇、ゆとりの場面で共同した活動を繰り広げることが背景にあるのではないかと考えられます。

B. 主体

次にこれらの活動を行なう主体について、とりわけ次の2つの点に注目しています。

第1は、新しい活動を動かす主体と集落の関係です。まず高根集落を見てみましょう。高根では、集落としての高根区に加えて、集落の土地所有組織が、山業会、植林会、生産森林組合の3者に分かれています。そこへフロンティアクラブという、集落の主要な役職に就いていない若い世代が入会地を使う事業を企画したところ、山業会はこれを受入れました。山業会を構成する世帯主の人たちは、フロンティアクラブの活動には参加しませんが、かと言ってこの活動を疎んじることもありません。それどころか、フロンティアクラブがレストラン経営に乗り出すと、ほとんどの食材はフロンティアクラブの会員がいる世帯が否かにかかわらず集落内の世帯が供給しています。

大地の芸術祭で作家の作品制作を手伝ったり、作品展示に合わせて特産品を販売した集落を見てみましょう。大地の芸術祭開始から10年以上経ち、地域にもずいぶん馴染んだと思われる昨年の第5回の報告書は、興味深い資料を載せています。作品が設置された102の集

落・町内の代表者に「あなたの集落・町内では、芸術祭の作品が制作・設置されることを希望していましたか。それとも希望していませんでしたか」という問いをしたところ、回答した75人のうち、「大いに希望していた」のが25.4%、「どちらかと言えば希望していた」が47.9%でした。この数字は、前回2009年の芸術祭終了後の同じ質問に対する回答の15.9%、42.9%より増えています。ところが「あなたの集落・町内では、芸術祭の作品が制作・設置されるにあたり、集落・町内として制作作業や設置作業などに協力する動きがありましたか。それともありませんでしたか」という問いには、「大いに協力する動きがあった」が43.1%、「いくらか協力する動きがあった」が34.7%と、制作・設置を希望する回答よりも高い数字の回答がありました。このふたつの質問・回答を合わせると、集落の意思決定をする人たちと集落内でさまざまな活動を担う人たちの間で、大地の芸術祭に対する評価がわかれおり、経年でみると、集落内で活動を担う人たちに集落で意思決定をする人たちが引っ張られて、大地の芸術祭に対する評価を高くしていると言えるでしょう。

高根集落でも、大地の芸術祭で作品を受入れた集落でも、集落のトップにいる人たちよりは、ミドルあたりの人たちが主導した新たな動きが集落に浸透していることが特徴です。入会地の利用の面で見ると、その利用のしかたは入会集団の構成員である世帯主が決めるのですが、その際にトップの人たちがミドルの動きを妨げずに利用を認めています。逆に言えば、集落の意思決定で使うことのできる森林が、集落内の新たな動きに対してその活動場所を提供することができるということが出来ます。

第2の点は、集落と集落外の活動主体の関係です。

高根集落は、共存の森やTOTOの「どんぐりの森」を受入れています。共存の森もTOTOも、分収林の相手方のように単なる出資者でなく、また単なる労務提供者でもありません。両者とも自分たちの活動場所を高根集落内に確保し、その場所を集落内外の人たちにわかるように明示しています。

大地の芸術祭の作品を受入れた集落では、集落と集落外の活動主体の関係はより鮮明です。すでに述べたように、集落が作品を受入れるきっかけの多くは「こへび隊」の集落への来訪や説明にありました。さらに作品を受入れた効果を、先ほど紹介した2012年の大地の芸術祭終了後に集落・町内の代表者に対して行なった調査によれば、集落・町内に制作作業・設置作業などに協力する動きのあった集落・町内の代表者に対してそのような「動きが生まれたきっかけ」を問うたところ「作品を制作する作家本人から協力の要請があったから」という回答が36.0%と最も多く、次いで「集落・町内の住民の中で、自発的に協力の動きが起きたから」が28.0%と続き、「市役所・役場の担当者から協力の要請があったから」の16.0%を大きく引き離しています。ちなみに前回2009年の芸術祭終了後の質問でも最も多くの回答を集めたのも「作品を制作する作家本人から協力の要請があったから」という選択肢でした。集落・町内の作品が制作・展示されて良かったと感じている代表者に対して「作品が設置・展示されて良かったと感じているのは、どんなことですか」と尋ねたところ最も多かった回答は、「作品制作作業などを通して、作家やこへび隊など外部の人との交流が生

まれた」で66.1%。前回2009年の芸術祭終了後の質問でもっとも多くの回答を集めたのもこの選択肢でした。この調査から、作品の制作・設置を受入れた集落・町内は、集落外の知識・技などを求め、積極的に取り込んでいることが分かります。

4. まとめ—入会は山村再生の鍵となり得るか

だいぶ長く話してきたので、最初の課題設定を忘れてしまったかも知れません。私が今日の報告で設定した課題は、「入会という制度、そしてその制度が意味する考え方が、今日の山村の不動産あるいは地域社会を規律するものになり得るのか、その可能性があるとするればどのような条件においてか」と言うことでした。

入会地を場にして、山村に新しい活動を生み出している事例は確かにあります。高根集落と大地の芸術祭の開催地域は、新潟県内の最北端と最南西端という170kmほど離れた場所にあり、また集落活性化の契機も期間も異なっているのですが、それにも関わらず、先ほど指摘した、入会地利用の内容とその活動主体の2面にわたって鮮明な共通点が見られます。

繰り返しは避けませんが、入会地を利用する活動が生産や狭義の生活でなく、余暇やゆとりであることが共通しています。

活動主体についても、2点、すなわち集落のミドル層・さまざまな活動を担う層が集落内に新しい動きを起こし、それをトップ層が容認して新しい動きが集落に浸透してゆくこと、外部の知識や技、力を取り込んで集落の新しい動きの展開に生かしていること、ここには共通点が見られます。

入会地の利用は集落で決めることができるので、集落内にこのように新しい形で土地を使おうとする動きができると、入会地は使い勝手の良い土地になるのでしょうか。集落内での新しい動きを入会集団が受け入れると土地利用に反映させるという入会という制度が持っている特徴が生かされています。

実はこのように新しい活動を生み出してゆく組織の特徴は、山村集落に限ったことではありません。1970年代から80年代にかけての日本企業——例えばホンダ、キャノン、松下電器、シャープ——の成功要因を分析した、野中郁次郎氏と竹内弘高氏の共著『知識創造企業』¹は、この時期の日本企業の国際競争力の源泉として組織的知識創造を挙げ、このようなことができる組織の特徴として、ミドル・アップダウン・マネジメントや外部の知識の組織的変換能力を指摘しています。この点に深く触れることは私の能力を超えていますし、今日の報告の本題を超えてしまいます。

今日の報告の範囲内で求めることのできる結論は、入会地が山村再生の鍵となりうるか否かは、入会地を支える集落が新しい活動を引き起こすことができるか否かにかかっていること。そして、新しい活動を引き起こすことができる集落とは、既存の組織ではなく集落の人々が新しい活動を引き起こしており、それがさまざまな経路を通じて既存の組織としての集落

¹ 野中郁次郎・竹内弘高『知識創造企業』東洋経済新報社、1996

の承認を得たり、また既存の組織が新しい活動を吸収してゆくということです。入会地の利用は、世帯主を構成員とする入会集団が管理しており、その点では集落における既存の組織の管理の下にある土地です。したがって、たとえ新しい活動を、入会集団をはじめとする既存の組織が担う意思も能力もないとしても、集落の誰が新しい活動を始めようとする場合、集落としてその動きを容認し、肯定的に評価しようとするならば入会地をその活動の拠点として提供することは集落の意思を表明する優れた方法だと思います。活動をする側から見れば、入会地の利用を提案することは集落の容認を求めること、入会地の利用が承認されるということは、集落がその活動を肯定的に評価していることの表れと見ることができるでしょう。

本報告は、平成 23～25 年度日本学術振興会学術研究助成基金助成金基盤研究(C) (一般)「中山間地域・離島における居住の継続を支える社会関係資本の実態把握調査」(課題番号：23500903) (研究代表者：澤村明・新潟大学経済学部准教授) の成果の一部である。